

2023年4月11日

お取引先様 各位

株式会社 セレタック 建材
営業



がん原性物質の通知に関しまして（第3報；対象製品追加）

貴社益々ご盛栄のこと、お慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

2023年3月27日付のご連絡に、SDS等でお知らせできていなかった、新たな対象製品が判明いたしましたので追加いたします。

2022年12月26日に「労働安全衛生規則第577条の2第3項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの」が告示されました（厚労省告示第371号）。

この告示は2023年4月1日から施行されます。

また、この告示は、リスクアセスメント対象物のうち、国が行う化学物質の有害性の分類の結果、発がん性の区分が区分1に該当する物で、2021年3月31日までに当該区分に該当すると分類されたものが対象になります。

この「がん原性物質」は、作業記録等の30年間の保存が、労働安全衛生規則第577条の2第3項に規定されています。

尚、本規定による「がん原生物質」の対象製品は下記の通りとなります。

SDSの15項の記載は順次改訂していきますが、まずは本通知によってお知らせいたします。

記

対象製品	対象物質 (がん原性物質)	閾値
ショウゼット NCY 硬化剤 S ショウゼット NCY スプレー 硬化剤	4,4'-メチレンジアニリン (CAS No.101-77-9)	0.1%
ストッパ接着用ペースト接着強化剤	酢酸ビニル (CAS No.14808-60-7)	0.1%

既報告

セレタック G 混和液 ハイモルエマルジョン EV-300 ハイモルエマルジョン M	酢酸ビニル (CAS No.14808-60-7)	0.1%
--	------------------------------	------

以上